

医療法人化のタイミング

個人でクリニックを開業し、経営も軌道に乗ってくると、個人の診療所から医療法人に組織変更することを検討することになります。その際、私が受ける相談内容のほとんどが、税額の軽減効果です。しかし、医療法人化では一般事業の法人成りと事情が異なる点があり、シミュレーションを行うにあたっては、税額軽減効果の他に医療法人独自の制約を考慮に入れたキャッシュフローを検証しておく必要があります。

私の経験上、医師は40歳前後で開業することが多く、親が医師である場合を除き、この段階であまりお金は持っていない。従って、開業時の設備投資は借入れやリースによって行っています。開業後二・三年すると収益も安定しますが、税金を払いながら借入れの返済やリース料の支払いを行っているため、思うようにキャッシュフローが確保できていない場合も少なくありません。

節税の根拠は、これまですべて個人の所得であったものを、法人化によって法人と個人に二分するというものです。所得税における超過累進税率の高税率部分を法人税の低税率へ置き換えるので、個人・法人のネット税額は減少するという理屈です。他にも、給与所得控除、生命保険や役員退職金などの節税効果もあります。

しかし、個人クリニック時代の運転資金は引き継ぐことができませんで、個人の可処分所得から返済をしていくこととなります。高額マンションのローンが残っているケースもあります。子供を医学部に進学させるようなケースでは、まとまった資金が必要になる時期があります。

注意をしなければならないのは、法人化によって個人の可処分所得は減少することです。節税のみならず、ライフステージを考慮に入れた検討が必要となります。